

健保ニュース

夏

2017

平成 29 年度

予算と保険料率のお知らせ

予算概要と保険料率について

わが国は、すでに「超高齢化社会」を迎え、さらに高齢化の進展が予想されるなか当然のように医療費は増加の一途たどり、現役世代が高齢者の医療を支える状況にも限界が近づきつつあります。

先般お知らせしましたとおり、当健康保険組合では26年度から3年間維持していた健康保険料率について29年度より引き上げを実施し「110%」としました。これにはここ数年来の医療費の増加や保険料収入の伸び悩みなどのほか、国の高齢者医療制度への拠出金が28年度から29年度にかけてかなり大きく増加したことも影響しています。

国は、健康保険組合などに対し「納付金」や「支援金」という名目で高齢者医療制度への拠出を義務付けており、29年度の全健康保険組合の拠出金は前年度から7.23%伸び3兆5,300億円にもなっ

ています。これは保険料収入の44.5%にあたる大きな金額です。当健康保険組合でも対前年度で9%を超えて大きく増加し、29年度では保険料収入の約42%にあたる22億9,500万円もの金額を拠出することになります。

このようななかでの29年度予算ですが、先に述べた財政状況において保険料率の引き上げを行ってもなお、単年度で収支を均衡させることが精一杯の厳しい予算内容となっています。

また、介護勘定についても国への介護納付金が増加し、本来であれば介護保険料率の引き上げが必要でしたが、法定準備金を取り崩すことで健康保険料率との同時引き上げを回避し、保険料率を維持することといたしました。

一般勘定予算について

収入の部

保険料収入は、保険料率引き上げにより28年度決算見込みから約4億3,700万円増加し、54億6,574万円と見込み、その他の収入および法定準備金からの繰り入れ（1億5,000万円）を加えた収入予算額合計は56億6,325万円となります。

支出の部

医療費については、高齢化や医療の高度化等による増加で前年度比3%の伸張とし、法定の医療給付費と当健康保険組合独自の付加給付費の合計で30億1,949万円と見込み

ました。高齢者医療制度等への納付金は前述のとおり大きく増加し、前年度決算見込みより約2億円多い22億9,463万円となります。

また、人間ドックやがん検診、メタボ対象者への保健指導などの保健事業費は、データヘルス計画を推進していくための新規事業費を含め、7,730万円を見込んでいます。

その他の支出も加えた支出予算額合計は、56億6,325万円となります。

介護勘定予算について

介護保険では、国の介護保険制度を運営するために各健康保険組合が拠出しなければならない「介護納付金」を賄うための保険料率を設定し、介護保険収入からこの納付金を支払うための予算になります。従来、各健康保険組合の介護納付金は加入者数に応じて算出（加入者割）されましたが、29年度からは段階的に加入者の総報酬額に応じて算出（総報酬割）されることになりました。

29年度の当健康保険組合の介護納付金は、前年度より3,127万円

増加し5億2,827万円になります。この金額を介護保険被保険者の標準報酬総額（見込み）で除して介護保険料率を求めると保険料率の引き上げが必要となりますが、健康保険料率との同時引き上げを避けるため、法定準備金から5,500万円を取り崩し、保険料収入4億8,227万円と合わせて、介護納付金を支払う予算としました。

なお、収支の差額である886万円は次年度繰越金等に計上することになります。

健康づくり事業について

第I期「データヘルス計画」の3年目として、効率的で組合員の方々に役立つ事業を展開していきます。

◆疾病予防事業

- ・データヘルス計画の実行
- ・前期高齢者への産業医による健康指導推進
- ・重症化予防のための産業医との情報連携
- ・人間ドック
- ・がん検診
- ・特定健康診査（被扶養者、任意継続被保険者への積極展開）
- ・特定保健指導
- ・レシピトおよび健診データの分析
- ・健康管理事業推進委員会の開催
- ・救急常備薬、うがい薬の配置
- ・家庭常備薬の斡旋

◆保健宣伝事業

- ・社内報「富国」への情報提供
- ・機関紙「健保ニュース」の発行
- ・案内冊子「私たちの社会保険」の発行
- ・ホームページの運営
- ・医療費通知の発行
- ・ジェネリック医薬品の利用促進
- ・柔道整復療養費の削減対策

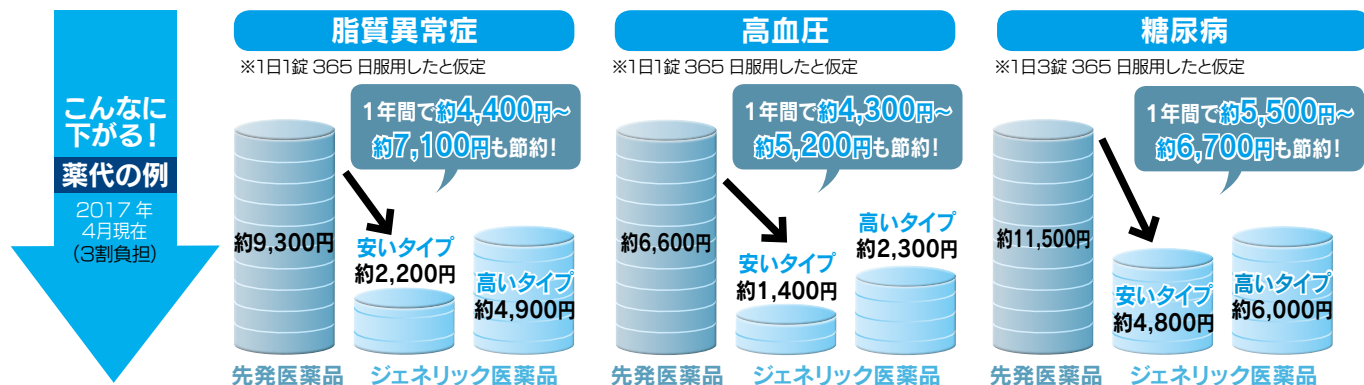
◆第II期データヘルス計画を見据えた新規事業導入

- ・スポーツクラブ法人契約（公表済）
- ・重症化予防のための個別指導
- ・健康に関する個別情報の発信事業

使っておトクなジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品をもっと活用しましょう!

家計にとって心強い味方、「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)。ジェネリック医薬品は安だけでなく、「先発医薬品」と同じ効き目で、安全性も信頼できる薬です。とくに生活習慣病などの慢性病で長期間、薬の服用が必要な方は、自己負担が大きく軽減されます。ジェネリック医薬品をもっと活用し、薬代を節約しましょう。



参考: 日本ジェネリック医薬品学会 かんじゃさんの薬箱/「ジェネリック医薬品」を知る!

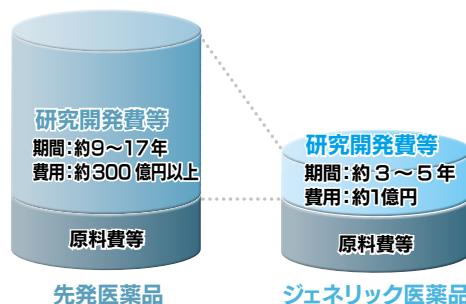
※上記は薬代のみの参考値です。実際に窓口で支払う額は、このほかに調剤技術料や薬学管理料などが加算されます。

ジェネリック医薬品が安心して使える3つの理由

安心の理由①

安さの秘密は、先発医薬品より低コストで開発できるから

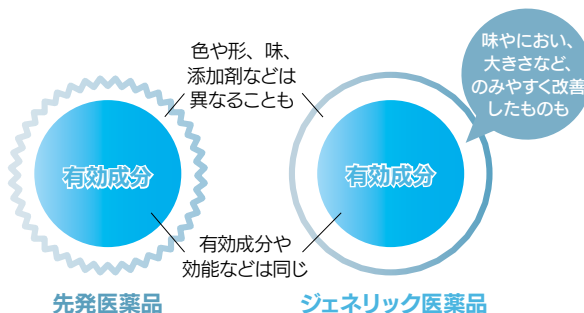
ジェネリック医薬品が先発医薬品よりも安いのは、品質が劣るからではありません。先発医薬品の特許期間(20~25年)満了後、別の会社が同じ有効成分を使用して製造・販売するため、研究開発費等が抑えられるからです。



安心の理由②

有効成分や効能は先発医薬品と同じ

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同一量含んでおり、効能も基本的に同じといえます。色や形、味、添加剤などは異なる場合がありますが、有効性や安全性はしっかり確認されています。



安心の理由③

安全性は国が承認済み

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同レベルの品質、有効性、安全性をもつかどうかを厳格に審査され、基準をクリアしたものだけが製造・販売されています。この基準は、欧米の審査・規制当局の基準と同レベルです。



もっと薬代を節約するために

- ・処方せん薬局の営業時間外(早朝・夜間・休日等)に薬をもら
- ・薬の重複によるお金のムダや、危険なのみ合わせのリスクを防

平成 29 年 1 月 1 日から 5 年間の特例で

セルフメディケーション税制が始まりました

医療費控除の特例として、対象となる「スイッチ OTC 医薬品」の購入額が年間 12,000 円を超えた場合に、税務署に申告すれば税金が戻ってくるしくみが始まりました。スイッチ OTC 医薬品にはかぜ薬、胃腸薬、鎮痛薬、湿布薬などさまざまな種類があります。厚生労働省のホームページで具体的な対象製品名を確認できます。

スイッチ OTC 医薬品とは？

「Over The Counter」の略で、医師の処方せんなしで、薬局などのカウンター越しに消費者が直接購入できる薬のこと。処方せんが必要な医療用医薬品から転用されたものを、「スイッチ OTC 医薬品」といいます。

セルフメディケーション

税 控除 対象

このマークが目印です

※すべての対象品にマークが付いているわけではありません。
※マークの大きさや色はパッケージによって異なる場合があります。

そもそも“セルフメディケーション”って、どういうこと？

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」*です。

現在の日本では、高齢化の進展や生活習慣病により医療費が増大し続けています。日頃から健康管理に気をつけ、軽い体調不良などは市販薬などで対応することには、次のような効果があります。

*世界保健機関（WHO）の定義による。

セルフメディケーションの効果

- ① 毎日の健康管理の習慣が身につく
- ② 医療や薬の知識が身につく
- ③ 医療機関を受診する手間と時間が省ける
- ④ 通院が減ると、国民医療費の増加を防ぐことにつながる

セルフメディケーション税制って何？

セルフメディケーション税制の対象となるのは、以下の3つすべてに該当する人です。

- ① 所得税や住民税を納めている。
- ② 1 年間（1～12 月）に健康の維持増進や疾病予防の取り組み（定期健康診断、特定健診等、インフルエンザ予防接種、がん検診）を行っている。
- ③ 1 年間（1～12 月）で、対象となる医薬品を 12,000 円以上購入している（扶養家族分の合算可）。

健康づくりや病気の予防に取り組む姿勢が重視されます。



どうやって申請するの？

平成 29 年分から適用されます。従来の医療費控除と同様、還付申告のみの場合は、確定申告の時期（毎年 2 月中旬～3 月中旬）に関係なく行うことができます。なお、給与所得者でも確定申告が必要な方は、確定申告の際に行うことになります。

*確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署等にご確認ください。

確定申告には次のものがが必要です

- ① 対象となる医薬品を購入した際のレシートまたは領収書
- ② 定期健康診断、特定健診等、予防接種、がん検診を受けた際の領収書 or 結果通知表（コピー可）・勤務先 or 保険者の証明

<②の書類例>

健康診断結果表	
身長	■■■■
体重	■■■■
血圧	■■■■
尿検査	■■■■
...	

結果は黒塗りするか、切り取ってください

*コピー可。

*健診結果に勤務先または保険者名の記載がない場合は勤務先または保険者に証明を依頼する必要があります。

領収書	
〇〇 〇〇様	20XX年X月X日
¥4,000-	
但 インフルエンザ予防接種代として上記正に領収いたしました	
〒XXXX-XXXX 〇〇〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL △△-△△△△-△△△△	

*原本を提出。

その商品がセルフメディケーション税制対象製品であることの明記（★印などのマークで示されます）

<①のレシートの例>

〇〇ドラッグ④		販売店名
<領収書>		
TEL 000-000-0000		
20XX年 00月 00日		⑤ 購入日
商品名	①	② 金額
カンコービー	1点	¥140
★イチョウヤク	1点	¥780
ハブラシ	1点	¥200
小計	3点	¥1120
外税		¥89
合計		¥1209
現金		¥1300
釣銭		¥91
★印はセルフメディケーション対象製品		

*1 年間に自己負担した医療費が合計 10 万円を超えた場合に適用される従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を、同時に利用することはできません。どちらを選択するのか、よく考えてからご利用ください。

いくら戻ってくるの？

例 所得税率 20% の人が年間 50,000 円を購入した場合

$(50,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 20\% = 7,600 \text{ 円}$ が戻ってきます。

さらに翌年度の住民税分として、 $(50,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 10\% = 3,800 \text{ 円}$ が戻ってきます。

*控除の上限は 88,000 円（10 万円分の購入）です。